



発行 新潟県

第14号

令和7年2月21日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

1 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則 (地域医療政策課)

訓 令

1 新潟県基幹病院事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正 (地域医療政策課)

告 示

- 146 くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正 (水産課)
- 147 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 148 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 149 土地改良区役員の退任届 (農地計画課)
- 150 県営土地改良事業の工事完了 (農地建設課)
- 151 道路の区域変更 (道路管理課)
- 152 道路の供用開始 (道路管理課)
- 153 道路の区域変更 (道路管理課)
- 154 道路の区域変更 (道路管理課)
- 155 道路の供用開始 (道路管理課)
- 156 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市整備課)

規 則

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(支出命令)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(支払の方法)</p> <p>第55条 会計管理者は、支払をしようとするときは、直接支払、<u>払込払</u>、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない。</p> <p>第56条 (略)</p> <p>(払込払)</p> <p>第57条 <u>会計管理者は、国、地方公共団体その他公共団体の機関に対して、当該機関の発した納入に関する書類により支払をしようとするときは、出納店に対し、その資金を交付して払込みの手続をとらせなければならない。</u></p> <p>(送金支払)</p> <p>第58条 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、<u>支払依頼書を添えて出納店にその資金を交付し、出納店から送金させるものとする。</u></p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 会計管理者は、前項の申出のあった金融機関の</p>	<p>(支出命令)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、<u>地域医療政策課長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>支払伝票の発行</u>)</p> <p>第54条 <u>地域医療政策課長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>第55条 (略)</p> <p>(支払の方法)</p> <p>第56条 会計管理者は、<u>支払伝票に基づき支払をしようとするときは、小切手の振出し、直接支払、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない。</u></p> <p>第57条 (略)</p> <p>(送金支払)</p> <p>第58条 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、<u>出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び債権者に送付すべき送金通知書を添えて出納店に交付し、出納店から送金させるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。</u></p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 会計管理者は、前項の申出のあった金融機関の</p>

預金口座に振込みをしようとするときは、支払依頼書を添えて出納店にその資金を交付し、出納店から口座振替の方法により支払をさせるものとする。

(資金の交付)

第60条 会計管理者は、前3条の規定により出納店に資金を交付するときは、支払依頼書を作成し、資金交付書を交付して行わなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により出納店に資金を交付したときは、資金領収書を提出させなければならない。

(小切手等の記載事項の訂正)

第63条 小切手、小切手振出済通知書、支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

2・3 (略)

(公金振替書による支払)

第68条 会計管理者は、支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計であるときは、第57条の規定による資金の交付に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付のうえ、公金を振り替えることができる。

2 (略)

(送金事務)

第97条 出納店は、第58条の規定による支払依頼書の送付を受けたときは、速やかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

第98条 出納店は、第59条第2項の規定による支払依頼書の送付を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替の手続きを行い、速やかに当該受取人に対して、口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

第101条 出納店は、直接支払に係る小切手にあつては、振出日付後1年を経過したときは、その支払をすることができない。この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の

預金口座に振込みをしようとするときは、出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び口座振込通知書を添えて出納店に交付し、出納店から口座振替の方法により支払をさせるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。

(小切手振出等の方法)

第60条 会計管理者は、出納店に対する小切手、小切手振出済通知書、集合支払依頼書又は公金振替書（以下「支払通知書等」という。）及び債権者に対する小切手、送金通知書又は支払証は1件ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは、2件以上を合わせて発行することができる。

(小切手等の記載事項の訂正)

第63条 小切手、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

2・3 (略)

(公金振替書による支払)

第68条 会計管理者は、支払伝票の送付を受けて支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計である場合は、第56条の規定による小切手に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付のうえ、公金を振り替えることができる。

2 (略)

(送金事務)

第97条 出納店は、第58条の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、速やかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

第98条 出納店は、第59条第2項の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替の手続きを行い、速やかに当該受取人に対して、口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

第101条 出納店は、直接支払に係る小切手及び送金支払に係る当該支払資金の交付のために振り出した小切手にあつては、振出日付後それぞれ1年を経過したときは、その支払をすることができない。

旨を記入のうえ、これを提示した者に返さなければならない。

(準用規定)

第156条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3章の規定を準用する。この場合において、同章中「契約執行決議書」とあるのは「執行伺」と、同規則第72条中「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の13第1項第1号」と、同規則第72条の2第1項、第73条及び第74条中「施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「政令第21条の13第1項第3号及び第4号」と、同規則第74条中「施行令第167条の2第1項第8号」とあるのは「政令第21条の13第1項第8号」と読み替えるものとする。

この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の旨を記入のうえ、これを提示した者に返さなければならない。

(準用規定)

第156条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3章の規定を準用する。この場合において、同章中「契約執行決議書」とあるのは「執行伺」と、同規則第72条中「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の14第1項第1号」と、同規則第72条の2第1項、第73条及び第74条中「施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「政令第21条の14第1項第3号及び第4号」と、同規則第74条中「施行令第167条の2第1項第8号」とあるのは「政令第21条の14第1項第8号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

本 庁

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式（平成21年11月新潟県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前																																															
<p>新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の例によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名 称</th> <th>規定条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 第17号様式</td> <td>(略) 支払依頼書</td> <td>(略) 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>第18号様式</td> <td>支払依頼内訳書</td> <td>第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>第19号様式</td> <td>資金交付書</td> <td>第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>第20号様式</td> <td>資金領収書</td> <td>第60条第2項</td> </tr> <tr> <td>第21号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第22号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第23号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第24号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			様式番号	名 称	規定条文	(略) 第17号様式	(略) 支払依頼書	(略) 第60条第1項	第18号様式	支払依頼内訳書	第60条第1項	第19号様式	資金交付書	第60条第1項	第20号様式	資金領収書	第60条第2項	第21号様式	(略)	(略)	第22号様式	(略)	(略)	第23号様式	(略)	(略)	第24号様式	(略)	(略)	<p>新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の例によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名 称</th> <th>規定条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 第17号様式</td> <td>(略) 集合支払依頼書</td> <td>(略) 第58条、 第59条第2項</td> </tr> <tr> <td>第18号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第19号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第20号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第21号様式</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			様式番号	名 称	規定条文	(略) 第17号様式	(略) 集合支払依頼書	(略) 第58条、 第59条第2項	第18号様式	(略)	(略)	第19号様式	(略)	(略)	第20号様式	(略)	(略)	第21号様式	(略)	(略)
様式番号	名 称	規定条文																																																
(略) 第17号様式	(略) 支払依頼書	(略) 第60条第1項																																																
第18号様式	支払依頼内訳書	第60条第1項																																																
第19号様式	資金交付書	第60条第1項																																																
第20号様式	資金領収書	第60条第2項																																																
第21号様式	(略)	(略)																																																
第22号様式	(略)	(略)																																																
第23号様式	(略)	(略)																																																
第24号様式	(略)	(略)																																																
様式番号	名 称	規定条文																																																
(略) 第17号様式	(略) 集合支払依頼書	(略) 第58条、 第59条第2項																																																
第18号様式	(略)	(略)																																																
第19号様式	(略)	(略)																																																
第20号様式	(略)	(略)																																																
第21号様式	(略)	(略)																																																
<p>第3号様式（第17条関係） 支払伝票（出納票）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払 払込払</td> </tr> </table> <p>支払伝票（内訳票）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払 払込払</td> </tr> </table> <p>支払伝票（予算票）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払</td> </tr> </table>			(略)	直接払 払込払	(略)	直接払 払込払	(略)	直接払	<p>第3号様式（第17条関係） 支払伝票（出納票）</p> <table border="1"> <tr> <td>会計管理者</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払</td> </tr> </table> <p>支払伝票（内訳票）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払</td> </tr> </table> <p>支払伝票（予算票）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>直接払</td> </tr> </table>			会計管理者		(略)	直接払	(略)	直接払	(略)	直接払																															
(略)	直接払 払込払																																																	
(略)	直接払 払込払																																																	
(略)	直接払																																																	
会計管理者																																																		
(略)	直接払																																																	
(略)	直接払																																																	
(略)	直接払																																																	

払込払										
第16号様式 (第53条関係) 支出決議書 <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>1 (略)</td></tr><tr><td><u>2</u> 払込払</td></tr><tr><td><u>3</u> (略)</td></tr><tr><td><u>4</u> (略)</td></tr></table>	(略)	1 (略)	<u>2</u> 払込払	<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)	第16号様式 (第53条関係) 支出決議書 <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>1 (略)</td></tr><tr><td><u>2</u> (略)</td></tr><tr><td><u>3</u> (略)</td></tr></table>	(略)	1 (略)	<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)
(略)										
1 (略)										
<u>2</u> 払込払										
<u>3</u> (略)										
<u>4</u> (略)										
(略)										
1 (略)										
<u>2</u> (略)										
<u>3</u> (略)										
第21号様式 (略)	第18号様式 (略)									
第22号様式 (略)	第19号様式 (略)									
第23号様式 (略)	第20号様式 (略)									
第24号様式 (略)	第21号様式 (略)									

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 (第60条関係)

支払依頼書
(基幹病院事業)新潟県基幹病院事業
出納取扱金融機関
銀行 支店 御中

新潟県会計管理者

支払年月日	年 月 日
依頼番号	第 号
資金交付書 番号	第 号

下記の金額を別紙内訳のとおり支払ってください。

区分	件数	金額
払込払		
送金払		
口座振替払		
計		

第17号様式の次に次の3様式を加える。

第18号様式 (第60条関係)

支払依頼内訳書 (基幹病院事業)	支払銀行名	銀行	支店
	支払日	年 月 日	
	作成日	年 月 日	

依頼番号

整理番号	所属名	科目	支払先	金融機関名	種別	口座番号	金額	伝票番号	備考

第19号様式 (第60条関係)

資金交付書
(基幹病院事業)

事業年度 年度
支払年月日 年 月 日
番 号 第 号

新潟県基幹病院事業
出納取扱金融機関
銀行 支店 御中

新潟県会計管理者

下記に記載の金額を資金交付しますので、支払依頼書のとおり支払ってください。

金額	円
----	---

第20号様式 (第60条関係)

資金領収書
(基幹病院事業)

新潟県会計管理者 様

下記のとおり資金を領収しました。

年 月 日
新潟県基幹病院事業
出納取扱金融機関
銀行 支店

年度	資金交付書番号	金額
		円

告 示

◎新潟県告示第146号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和7年1月新潟県告示第17号）の一部を令和7年2月10日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>130.956</u> トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>128.856</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>67.625</u> トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>69.725</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、東蒲原郡阿賀町の一部を受益地域とする県営鹿瀬第2地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月25日から令和7年3月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第148号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、刈羽郡刈羽村の一部を受益地域とする県営大塚頭首工地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月25日から令和7年3月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第149号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年2月21日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 退任
理事 佐渡市上長木466 長嶋 正芳
(理事長)

退任年月日 令和6年12月31日

◎新潟県告示第150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
上之島	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	十日町市	令和6年12月19日

◎新潟県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出奥只見線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市上折立字津クノ又905番18から	新	26.8～72.0メートル	31.1メートル
同市上折立字津クノ又905番18まで	旧	26.8～72.0メートル	31.1メートル

◎新潟県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 小出奥只見線
- 2 供用開始の区間
魚沼市上折立字津クノ又905番18から同市上折立字津クノ又905番18まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月21日

◎新潟県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字新道字正法寺3131番4から	新	9.5～15.2メートル	148.0メートル
同市大字新道字正法寺3213番1まで	旧	6.8～15.0メートル	148.0メートル

◎新潟県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下出越線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字谷根字前田55番1から	新	14.4～39.2メートル	156.4メートル
同市大字越字滝沢190番2まで	旧	7.2～33.6メートル	156.4メートル

◎新潟県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 下出越線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字谷根字前田55番1から同市大字越字滝沢190番2まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月21日

◎新潟県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
三条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 三条都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・18号田島曲渕線
- 3 事業施行期間
令和4年2月4日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし